

国連・障害者の十年を記念して

- - すべての人が明るく暮らせる社会づくり懇談会報告 - -

平成2年8月23日

すべての人が明るく暮らせる社会づくり
懇談会

1 はじめに

本懇談会は、国連・障害者の十年の終期を間近に控えた昨年11月、厚生大臣の要請を受けて国連・障害者の十年を記念した事業の検討を行うため発足し、これまで5回にわたって記念事業の基本構想及

び進め方について懇談を重ねてきたが、その結果を次のようにとりまとめることができたので報告する。

2 基本的考え方

昭和50年に国連総会で障害者の権利宣言が決議されて以来、昭和56年の国際障害者年とこれに続く昭和58年から平成4年までの「国連・障害者の十年」は、国民の障害者に対するこれまでの考え方を大きく変えるとともに、我が国の障害者福祉の推進のための大きな転機となった。

特に、国際障害者年のテーマである障害者の「完全参加と平等」の理念は、障害を持つ人を保護の対象としてのみ捉えるのではなく、障害者が積極的に社会で活躍するために政府や国民は何をなすべきかという考え方への転換を促してきている。今後は、障害を持つ人が明るく暮らせる社会こそがお年寄りなどすべての人にとって住みよい社会であるという考え方に立って、国民の理解を進めるとともに、多方面にわたる総合的な施策を推進していく必要がある。

このためには、障害を持つ人も持たない人もともに明るく暮らすことができる地域社会の実現というノーマライゼーションの理念が、障害福祉に直接携わる人々だけでなく、すべての国民に理解され、共感を持って受け入れられるようになることが重要である。

国連・障害者の十年の終期を間近に控え、今後、この十年の間に盛り上がった気運を持続させつつ、障害者に対する理解とノーマライゼーションの理念を国民の間に定着させていくためには、国連・障害者の十年を記念した事業を実施することが極めて大きな意義を持つものと考えられる。

そこで、国際障害者年の完全参加と平等の理念を具体的に推進するとともに、国連・障害者の十年の間の我が国の障害者施策の進展を記念し、また、国民が一体となって障害者施策をより一層進展させる

契機となるいくつかの事業について以下のように提言する。これらの事業については、その実施の可能性やいずれが記念事業としてふさわしいかなどにつ

いて十分検討した上で実施に向けて検討を進めるべきである。

3 提 言

(1) モデル的「まちづくり」と国連・障害者の十年記念施設の建設

「完全参加と平等」という国連・障害者の十年の理念の実現のためには、障害を持つ人が積極的に街中に出かけ、地域で活躍することを当然と受けとめなければならない。今日、心身障害者対策基本法をはじめ障害者対策に関する法制度は充実を見てきたが、依然、障害者が気軽に街中に出かけるには物理的障壁が多い。地方公共団体の中には、独自の指針を設けて公共施設の整備を推進しているところも多いが、全国的に福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

そのため、全国のモデルとなる「まちづくり」を地方公共団体の協力を得て国連・障害者の十年の記念事業として大規模に展開する。このまちづくりは、これまでの福祉のまちづくりの成果の上に新しい技術を取り入れ、公共建物、交通機関、道路、住宅などが障害者、高齢者をはじめ、あらゆる人々にとって利用しやすいよう配慮する。例えば、歩行者道路を車道と分離及び立体交差化し、駅、ショッピングセンターなど主要施設間のアクセスの改善を図り、併せて公営住宅の改造、障害者向け住宅等の建設等を行うとともに、このモデル的まちづくりの象徴として、また、国連・障害者の十年を記念する事業として、すべての人が明るく暮らせる社会のシンボリックな意味を持つ、記念施設を建設する。この施設は、障害者の各種活動の場であるのみならず、障害を持つ人も持たない人も地域住民もすべての人がともに利用するものであり、国連・障害者の十年にふさわしいものとし、利用しやすく、親しみやすいものとする必要がある。

(2) 全国民の協力による国連・障害者の十年基金づくり

国民運動として、例えば全国民が1人100円を福祉

のために寄付する100円クラブ運動のような方法により、全国民にこの基金への拠出を呼びかけ、募金活動を通じ障害を持つ人も持たない人もすべての人が共に明るく暮らせる社会をつくるのが大切であるという考え方を国民各位に一層浸透させる。

また、基金の果実で、広報啓発事業、記念事業施設の運営、文化・スポーツの振興、国際交流の振興、国際協力の推進、障害者団体の育成などを進める。

(3) 障害者の社会参加の推進のための啓発普及と心の垣根を取り除くための努力

障害者対策の真の推進のためには、制度的な対策のみならず、我々国民一人一人の心の中における障害に対する理解を進めていく必要がある。

このためには、国内外から障害を持つ人も持たない人も共に集い、スポーツやレクリエーション、芸術活動等を通じて相互理解を深めることにより、障害者の社会参加の推進のための啓発普及を進めていく必要がある。また、障害者に対する住民の理解と認識を深めるためには、それぞれの地域で車いす駅伝や福祉機器のコンテスト等の自主的な取り組みを進めていくことも効果的であろう。

このような啓発普及活動とともに、国連・障害者の十年の理念である「完全参加と平等」の実現のためには、子供の頃から小中学校において、障害者の持つ障害や障害者と地域社会との関わり等について体験学習する機会を多く作るなど障害者に対する理解を深めるための教育を積極的に推進することが重要である。また、ともすれば障害を持つ人にも持たない人にもある心の垣根を取り除くためには、例えば、「完全参加と平等」のモデル的事例の表彰や、サラリーマンや主婦なども参加する点訳、手話等のボランティアの養成、地域の住民が広く参加する懇談会の開催など多様な方策を検討していくことも有効であろう。

(4) 先進的なまちづくりを進めるために

先般、アメリカにおいて、米国障害者法が施行された。この法律は、障害の種類を問わず障害ゆえの雇用上の差別を禁じることや公的機関、公共的施設等におけるサービスが障害を持つ人も障害を持たない人に対するのと同様のサービスが保障されるべきことなどを目的としたものであるが、障害を持つ人

が積極的に街中に出かけ、地域で活躍する事ができるようなまちづくりを進めるため、例えば、住宅・建築物の整備、移動・交通対策の推進、障害者に対する情報の提供などの障害者に配慮した生活環境整備の措置、建築基準のあり方などについて、法制面の問題も含め幅広く検討する必要がある。

むすびに

国連・障害者の十年の理念を実現するには、国の努力のみならず、住民に身近な行政である地方公共団体の役割が大きい。

更に、今日の国際化社会の進展と日本の経済力の伸長を考えると、福祉の分野における日本の役割も一層増大している。障害者福祉の面においても国際社会の中で主要な役割を積極的に果たしていく必要がある。それには、これまで以上に国際交流を活発化するとともに、国際的な連帯を強め、各国がお互いに意識を高め合い協力することが重要である。

また、これまで述べた提言はひとり身体障害者福祉のみならず、精神薄弱者福祉、精神障害者福祉などにもあてはまるものである。この提言の背後にあ

るものは、ノーマライゼーションの理念であり、障害を持つ人も持たない人も共に暮らす地域社会を実現することが重要であるという考え方である。

今後、平成4年（1992年）の国連・障害者の十年の終期を目指し、この提言に沿って、「すべての人が明るく暮らせる社会づくり」を進めるためには、関係者のみならず国民全体で努力を重ねていく必要がある。

最後に、今回の記念事業は、これだけで終わりとするのではなく、むしろ今後の障害者対策の推進の第一歩とすべきものであり、また、国際障害者年と国連・障害者の十年の経緯等を踏まえながら、来るべき21世紀を真に豊かな福祉社会とするための新たな契機とするべきものである。